

○厚生労働省告示第百二号

医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令（平成十六年厚生労働省令第百六十九号）第四条第一項の規定に基づき、医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令第百六十九号）の一部分を次のように改正する。

平成二十三年三月三十一日

厚生労働大臣 細川 律夫

本則に次のように加える。

787 イオン浸透式経皮的局所麻酔器